

設計金額の公表について

要領：旭川市建設工事請負契約等に係る事前公表の試行要領

経緯：平成11年10月から1億5千万を超える建設工事について、平成13年5月から130万円以上の建設工事について、事前に設計金額を公表することとした。

目的：入札・契約の透明性・競争性を高めるため。

【事前公表によるメリット・デメリット】

○メリット

- ・職員に対する設計金額を探る行為などの不正行為の防止が可能となること。

○デメリット

- ・積算能力が不十分な事業者でも、事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生じること。
※対応策として、工事費内訳書の提出を義務付けている
- ・設計金額に近い金額で落札される可能性がある。

変動型最低制限価格について

要領：旭川市建設工事等最低制限価格制度実施要領（第7条）

【最低制限価格が変動する条件】

- 1 設計金額が2,500万円以上の工事
- 2 有効な入札が3者以上
- 3 有効な入札の最低価格が調査基準価格を下回る

【変動する場合の最低制限価格】

有効な入札の平均額に100分の98を乗じた額

（上記平均額の2分の1に満たない入札があった場合は、その入札を除いて改めて平均額を求める）

【変動型のメリット】

- ・事業者が入札した実勢価格が反映するため、適正な最低制限価格が算出されるとともに、公正な競争入札が可能となる。
- ・入札額の平均から算出するため、極端なダンピング入札の排除が可能となる。